

# 第4期瑞浪市障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)



平成27年3月  
瑞浪市



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 障がい者の現状	3
1 瑞浪市の障がい者を取り巻く現状	3
(1) 人口	3
(2) 障がい者人口	4
(3) 障がい者推計	10
(4) 難病者数（特定疾患認定者数）	11
第3章 第4期障害福祉計画	13
1 国の第4期障害福祉計画の基本指針の概要	13
2 計画の数値目標	15
(1) 国の指針（数値目標設定の考え方）	15
(2) 瑞浪市の目標値	16
3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	17
(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス	19
(3) 居住系サービス	21
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	22
(5) 障害児通所、入所、相談支援	23
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	25
(1) 理解促進研修・啓発事業	25
(2) 相談支援事業	26
(3) 成年後見制度利用支援事業	28
(4) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	29
(5) 日常生活用具給付等事業	30
(6) 手話奉仕員養成研修事業	32
(7) 移動支援事業	33

(8) 地域活動支援センター事業	34
(9) その他事業	35

## 第4章 計画の推進 37

1 障害保健福祉圏域における連携	37
2 関係機関との連携	37
3 計画の進行管理	37
4 計画の弾力的な運用	38

## 参考資料

1 瑞浪市障害福祉計画策定の経緯	39
2 瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱	40
3 瑞浪市障害者計画等策定委員会委員名簿	42
4-1 ヒアリング調査の結果	43
4-2 調査票によるヒアリング調査の結果	46
5 用語	50

## 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

障がい者数の増加に伴い、障がい者の高齢化、障がいの重度・重複化等が進む中、障がいの状況に応じたサービスの提供していくことが求められています。

本市では、平成23年度に、「障がいの状況に応じたニーズを把握し、必要なサービスを確保していくための計画づくり」「人生の各段階において連続した適切な支援ができる計画づくり」をコンセプトとした「第3次瑞浪市障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図っています。

国においては、障害者自立支援法を改正し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の範囲に難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とするなどの見直しが行われました。

国の法改正により、障がい者を取り巻く施策も変化しています。その変化に対応しながら、障害福祉サービスの向上を目指して、「第3期障害福祉計画」の見直しを行い「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した、「第3次瑞浪市障害者計画・第3期障害福祉計画」のうち、「障害福祉計画」に係る部分を見直した、障害福祉サービス等に関する実施計画と位置づけられます。

	障害者計画	障害福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法 (昭和45年法律第84号)	障害者総合支援法 (平成17年法律第123号)
計 画 趣 旨	市における障がい者福祉に関する施策の方針を定める基本計画	障害者総合支援法による各種障害福祉サービスの必要量を見込み、その確保のための方策を定める計画
位 置 づ け	市における障害福祉に関する総合的な部門計画	障害福祉サービス等障害者総合支援法によるサービス確保のための計画
計 画 期 間	6年（法令等の定めなし）	3年（障害者総合支援法に規定）

「障害者計画」は国の障害者基本計画及び県障害者計画を基本として、市の総合計画に即し、かつ、市内の障がい者の状況等を踏まえた本市における障がい者のための施策に関する基本計画であり、「障害福祉計画」は障害者総合支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

### 3 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がい者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、地域において障がい者に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

### 4 計画の期間

瑞浪市障害者計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成29年度までの6年間となっています。

瑞浪市障害福祉計画については、第4期として、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても計画の見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3次瑞浪市障害者計画					
第3期 瑞浪市障害福祉計画			第4期 瑞浪市障害福祉計画		







① 身体障がい者

身体障害者手帳所持者については、1級と3級の手帳所持者の割合が高くなっています。

障がい別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

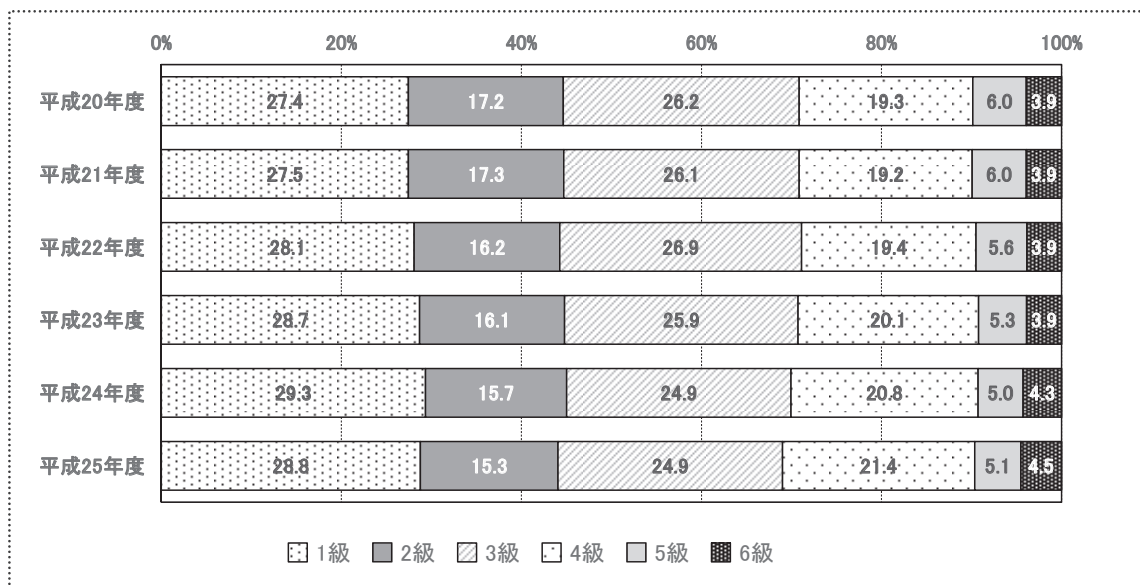
図表 等級別・身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

等級	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1級	415	420	429	436	439	427
2級	260	264	247	245	235	227
3級	396	400	410	394	373	370
4級	292	294	296	305	311	317
5級	90	92	86	81	75	76
6級	59	60	59	59	64	67
合計	1,512	1,530	1,527	1,520	1,497	1,484

各年度末現在

図表 等級別・身体障害者手帳所持者の割合



図表 障がい別・身体障害者手帳所持者の推移

単位:人

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
視覚障がい	103	103	90	85	79	80
聴覚・平衡機能障がい	101	104	100	110	113	114
音声・言語・そしゃく 機能障がい	21	21	16	15	16	16
肢体不自由	831	840	840	830	828	824
内部障がい	456	462	481	480	461	450
合計	1,512	1,530	1,527	1,520	1,497	1,484

各年度末現在

図表 障がい別・年齢別・身体障害者手帳所持者の状況

		0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	手帳所持者数(人)	1	20	59	80
	構成比(%)	1	25	74	100
聴覚・平衡機能 障がい	手帳所持者数(人)	1	30	83	114
	構成比(%)	1	26	75	100
音声・言語・ そしゃく機能障がい	手帳所持者数(人)	0	4	12	16
	構成比(%)	0	25	75	100
肢体不自由	手帳所持者数(人)	9	235	582	824
	構成比(%)	1	29	71	100
内部障がい	手帳所持者数(人)	4	113	332	450
	構成比(%)	1	25	74	100
合計	手帳所持者数(人)	15	402	1,068	1,484
	構成比(%)	1	27	72	100

平成25年度末現在

② 知的障がい者

療育手帳所持者については、緩やかな増加傾向にあります。また、B1判定の手帳所持者の割合が高くなっています。

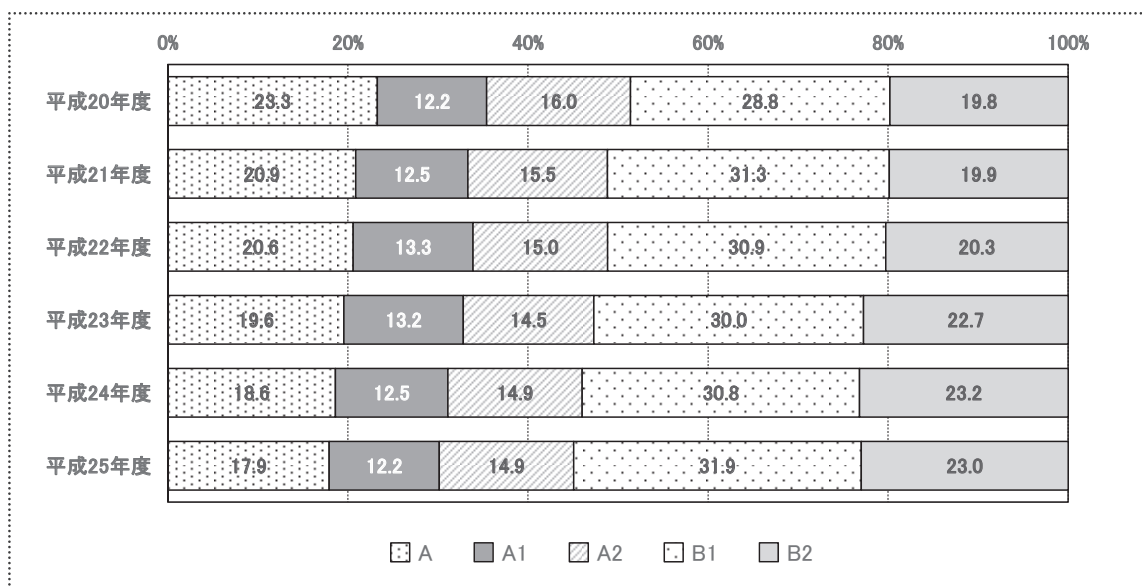
図表 判定別・療育手帳所持者の推移

単位：人

等級	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
A	67	62	62	62	61	60
A1	35	37	40	42	41	41
A2	46	46	45	46	49	50
B1	83	93	93	95	101	107
B2	57	59	61	72	76	77
合計	288	297	301	317	328	335

各年度末現在

図表 判定別・療育手帳所持者の割合



③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者については、増加傾向を示しています。2級の手帳所持者数は増加傾向にありますが、構成比率は低下しています。3級の手帳所持者の構成割合が高くなってきています。

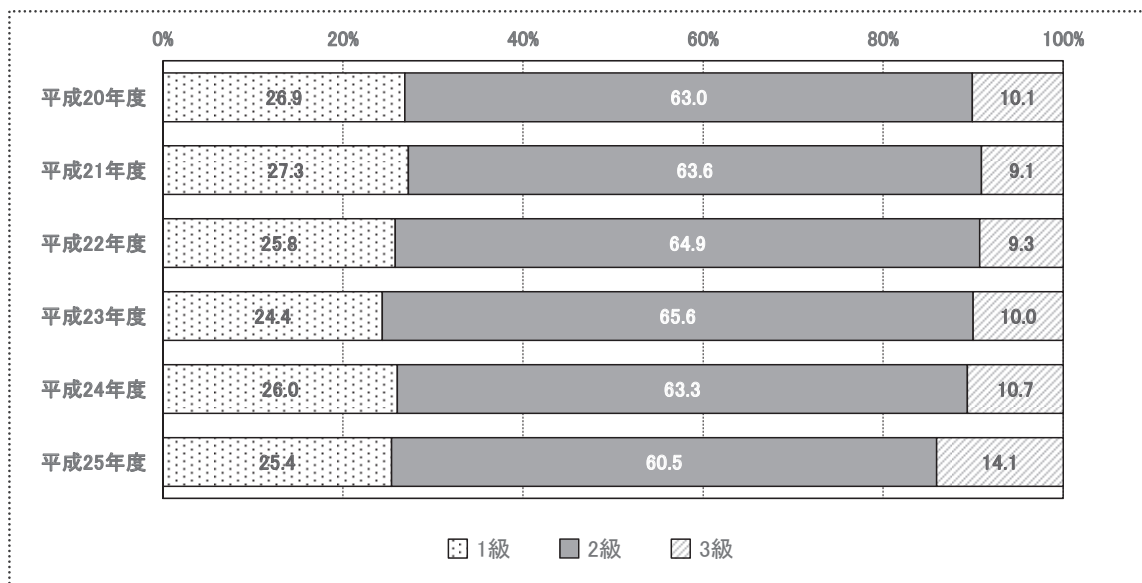
図表 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

判定類	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1級	32	36	39	39	44	47
2級	75	84	98	105	107	112
3級	12	12	14	16	18	26
合計	119	132	151	160	169	185

資料：岐阜県東濃保健所

図表 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の割合



図表 病名別精神障がい者把握患者数

単位:人

		瑞浪市	東濃保健所管内
推計患者数		983	4,189
総数		291	2,026
症状性を含む器質性精神障害	アルツハイマー病の認知症	22	92
	血管性認知症	1	19
	その他病状性を含む器質性精神障害	9	63
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール使用による精神及び行動の障害	3	20
	覚せい剤中毒	0	2
	アルコール・覚せい剤を除く精神作用物質による精神及び行動の障害	1	9
統合失調症・分裂型障害及び妄想性障害		65	587
気分（感情）障害		139	837
神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害		17	143
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		0	5
成人の人格及び行動の障害		0	9
精神遅滞		7	17
心理的発達の障害		8	49
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		2	14
てんかん		17	160
その他		0	0

資料：岐阜県東濃保健所（平成25年度末現在）

※推計数は、厚生労働省「患者調査」により平成23年10月に実施された人数による割合（2.50%）により推計しています。





区分	疾患名	管内総数	瑞浪市
240	ウィリス動脈輪閉塞症	34	9
250	ウェゲナー肉芽腫症	3	-
260	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	25	6
270	多系統萎縮症	27	4
280	表皮水疱症（接合部型、栄養障害型）	-	-
290	膿疱性乾癬	2	-
300	広範脊柱管狭窄症	1	-
310	原発性胆汁性肝硬変	12	1
320	重症急性膵炎	2	1
330	特発性大腿骨頭壊死症	25	7
340	混合性結合組織病	9	2
350	原発性免疫不全症候群	1	-
360	特発性間質性肺炎	8	1
370	網膜色素変性症	11	2
380	プリオン病	-	-
390	原発性肺高血圧症	5	-
400	神経線維腫症	8	-
410	亜急性硬化性全脳炎	1	-
420	バッド・キアリ症候群	-	-
430	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	2	-
440	ライソゾーム病（ファブリー病含む）	1	-
450	副腎白質ジストロフィー	-	-
460	家族性高コレステロール血症	-	-
470	脊髄性筋萎縮症	1	-
480	球脊髄性筋萎縮症	-	-
490	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2	1
500	肥大型心筋症	2	-
510	拘束型心筋症	-	-
520	ミトコンドリア病	1	-
530	リンパ脈管筋腫症（LAM）	3	1
540	重症多形滲出性紅斑（急性期）	-	-
550	黄色靭帯骨化症	3	1
560	PRL分泌異常症	1	-
	ゴナドトロピン分泌異常症	1	1
	ADH分泌異常症	3	1
	下垂体性TSH分泌異常症	-	-
	クッシング病	1	-
	先端巨大症	10	3
	下垂体機能低下症	32	10

資料：岐阜県東濃保健所

「区分」は厚生労働省が定める疾患コード



## 第3章

## 第4期障害福祉計画

## 1 国の第4期障害福祉計画の基本指針の概要

国は平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

指針中の(4)②は、都道府県に対する目標です。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 障害者の地域生活の支援のための規定の整備
地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。
(2) 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備
計画相談支援の利用者の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性を定める。
(3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。
(4) 障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ▼基本目標(平成29年末時点) ・施設入所者(平成25年度末時点)の12%以上地域生活へ移行 ・福祉施設入所者(平成25年度末時点)の4%以上削減 ▼目標の設定にあたって ・第3期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成(見込み)の場合、未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
② 入院中の精神障害者の地域生活への移行 都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。なお、入院3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。 ▼目標 ・平成29年度における入院後3ヶ月経過時点の退院率を64%以上 ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上 ・平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

<p>③ 地域生活支援拠点の整備 ▼基本目標（平成29年末時点） ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくとも一つ整備</p>
<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等 平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。 ▼目標 ・平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加 ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成</p>
<p>(5) 市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備</p>
<p>障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む。</p>







② 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	23	21	21	23	23	24	24
	時間分	361	355	282	306	310	330	330
重度訪問介護	人分	0	0	1	1	1	1	1
	時間分	0	0	3	777	120	120	120
行動援護	人分	1	0	0	0	1	1	1
	時間分	19	0	0	0	10	10	10
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	0	0	4	4	5	5	5
	時間分	0	0	27	46	50	50	50

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者に働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。
- 同行援護の従事者資格要件を満たすガイドヘルパー等について、質の高いサービスの提供が確保されるよう、事業者と連携し人材確保に努めます。

※サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めています。個別の単位については、以下のとおり  
 「時間分」・・・月間のサービス提供時間  
 「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量  
 「人分」・・・月間の利用人数



② 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	人分	80	93	84	88	90	92	94
	人日分	1,630	1,824	1,643	1,786	1830	1870	1910
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	0	2	2	2	2	2	3
	人日分	0	45	23	21	42	42	63
就労移行支援	人分	2	4	12	12	13	14	15
	人日分	27	60	207	247	268	289	309
就労継続支援（A型）	人分	1	8	22	26	28	30	32
	人日分	22	168	405	527	568	608	649
就労継続支援（B型）	人分	46	37	29	37	37	38	38
	人日分	881	697	519	653	653	703	703
療養介護	人分	2	2	2	2	1	1	2
短期入所	人分	14	14	13	—	—	—	—
	人日分	89	94	74	—	—	—	—
医療型短期入所	人分	—	—	—	2	2	3	3
	人日分	—	—	—	15	15	18	20
福祉型短期入所	人分	—	—	—	17	18	19	20
	人日分	—	—	—	85	88	90	93

\*平成26年度は4月から10月の利用実績から算出。

③ 見込量確保の方策

- 定員の増加、多機能型事業の実施を事業者に働きかけるなど、障害福祉サービスの供給体制を整えることにより、必要量を確保していきます。
- 事業所に対し、運営面での指導・助言を行い、経営の安定化を支援していきます。
- 就労系のサービスについては、障がい者就業・生活支援センターや、相談支援事業所と施設との連携強化を図り、サービス利用を促進し、福祉施設から一般就労へ結び付ける支援を行います。
- 短期入所については、事業者と連携して、提供体制を整え、特に医療行為の必要な重度心身障がい者の受け入れ施設を県や近隣自治体と連携し確保に努めます。



### (3) 居住系サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

#### ① サービス内容

サービス	内容
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

#### ② 必要な量の見込み(1月当たり)

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	5	6	9	9	10	11	12
施設入所支援	人分	65	66	58	62	59	57	55

＊平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

#### ③ 見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力など状況に応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について指定障害福祉サービス事業者への働きかけを行います。
- 障がい者がグループホームなど、地域の中で安心して生活が送れるよう、地域住民への障がいに対する理解を深めるための取り組みを促進します。
- 施設入所者の地域移行を目指していく中で、真に入所を必要とする人に対しては、必要なサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ●●●●●●●●●●

① サービス内容

サービス	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

② 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人分	0	7	41	26	27	28	29
地域移行支援	人分	—	0	0	0	1	2	3
地域定着支援	人分	—	0	0	0	0	1	1

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 見込量確保の方策

- 地域移行支援、地域定着支援に関しては、医療機関、障害者支援施設や、特定相談事業所などと連携し、地域移行を推進する中で、必要な支援を確保していきます。
- 地域の中で安心して生活が送れるよう、地域住民への障がいに対する理解を深めるための取り組みを促進します。

**(5) 障害児通所、入所、相談支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●**

## ① サービス内容

サービス	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
福祉型児童入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

## ② 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	人分	51	35	52	44	47	50	53
	人日分	209	133	200	158	189	201	213
放課後等デイサービス	人分	—	17	7	12	15	18	21
	人日分	—	53	10	15	19	23	27
保育所等訪問支援	人分	—	0	1	1	1	2	2
	人日分	—	0	2	1	1	2	2
医療型児童発達支援	人分	—	0	0	0	0	0	0
	人日分	—	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人分	—	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人分	—	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	—	0	28	21	21	22	22

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

## ③ 見込量確保の方策

- 児童発達支援に関しては、子ども発達支援センターに相談窓口を設置し、受け入れ児童の拡大等の機能強化をし、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるように取り組みを進めていきます。

## 4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

#### ① サービス内容

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者・児の理解を深めるための福祉教育、研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

#### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	—	—	—	—	無	有	有

#### ③ 見込量確保の方策

- 実施に向けた要綱等の準備を行うとともに、障がい者等への理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。



## ③ 見込量確保の方策

- 東濃圏域 5 市の共同委託により確保してきた相談支援事業所について、引き続き連携を図り、基本相談支援事業を確保していきます。また、地域の中核的相談支援を行う基幹相談支援センターについては、設置について検討していきます。
- 虐待防止センターについては、虐待防止法が平成 24 年 10 月より施行され、市町村がその役割を担うことが規定されています。障がい者の虐待防止と発生時の対応についての体制を整備するとともに、東濃成年後見センター、相談支援事業所と協議し、委託によるセンターの設置を含め体制強化を図ります。
- 地域総合支援協議会については、平成 26 年度より設置しました。障がいのある方に必要な支援体制がとれるよう協議会の運営に努めます。





**(4) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業） ●●●●●●●●●●**

## ① サービス内容

サービス	内容
意思疎通支援事業	聴覚障がい、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るための事業を実施します。
<b>具体的な事業内容</b>	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整を行うことができるように手話通訳者を設置に向けて研究をします。

## ② 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	7	7	7	8	9	10	11

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

## ③ 見込量確保の方策

- サービスが利用しやすくなるように広報等幅広く周知していきます。
- 手話通訳者の設置に向けて研究をし、サービスの向上を図ります。

## (5) 日常生活用具給付等事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### ① サービス内容

サービス	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者などに、日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。
<b>対象用具</b>	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がい児の訓練いすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排せつ管理支援用具	ストマ装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をとるものなものです。

## ② 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護訓練支援用具	件	0	2	7	2	5	5	5
自立生活支援用具	件	6	8	5	1	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	8	7	15	7	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	8	3	6	3	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	470	346	703	855	860	870	880
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	1	0	2	1	2	2	2

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

## ③ 見込量確保の方策

- 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。

**（6）手話奉仕員養成研修事業**

## ① サービス内容

サービス	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話表現技術を習得された手話奉仕員の養成・研修を行います。

## ② 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	—	10	—	—	10	—	10

## ③ 見込量確保の方策

- 社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携により、地域における手話通訳者や手話奉仕員などの養成に努め、必要なサービス提供体制を整備していきます。



(8) 地域活動支援センター事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

① サービス内容

サービス	内容
地域活動支援センター事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、地域との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	29	47	47	50	60	70	80

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 見込量確保の方策

- 近隣市町の事業者と連携し、サービスの供給を確保していきます。







## 第4章

## 計画の推進

## 1 障害保健福祉圏域における連携

必要なサービス量を確保するため、東濃圏域において連携を図り、供給体制の整備を図ります。

## 2 関係機関との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワーク確立のため「地域総合支援協議会」を核とし、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を図ることにより、本計画を推進していきます。

## 3 計画の進行管理

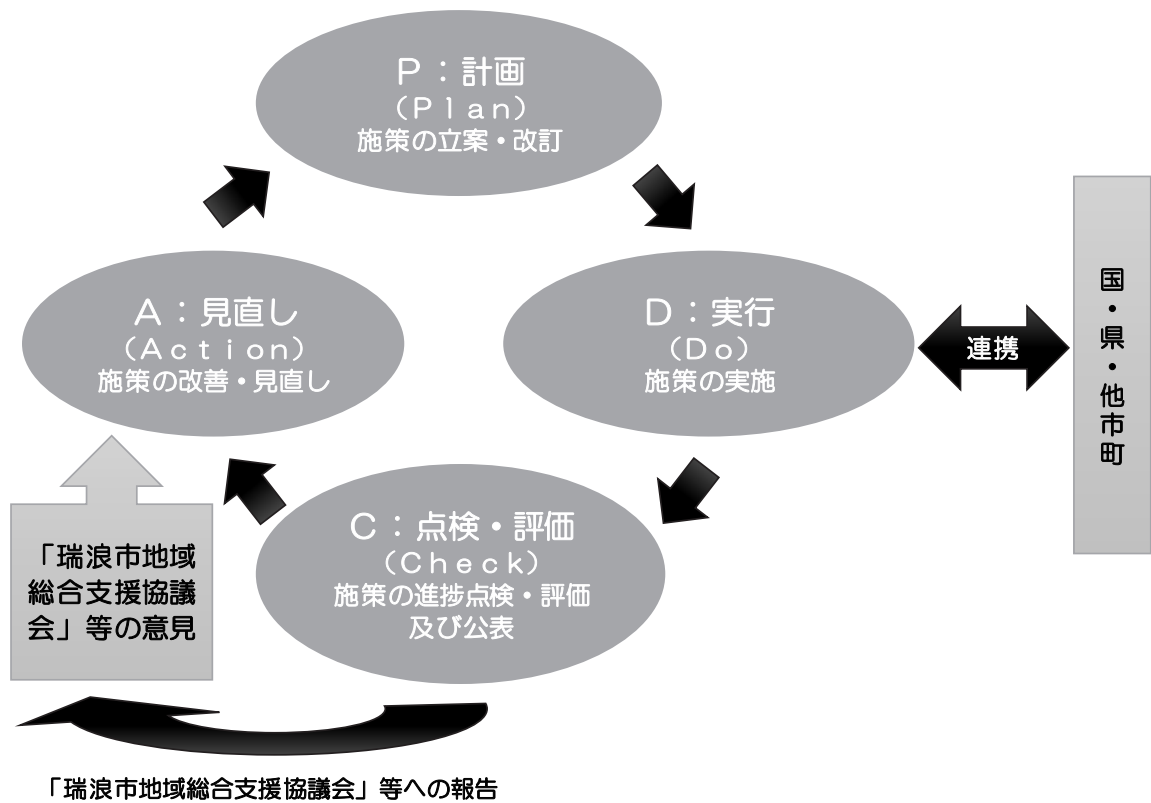
本計画の各施策の進行管理は、総合計画及び各分野別計画の進捗状況や改訂にあわせて、市政全般の動きに沿って進めます。

障害福祉計画の進行管理は、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。

サービス供給量のほか地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について、各年度で点検、評価を行います。

達成状況の調査、分析及び評価を行い、計画を推進する上での課題等を明らかにし、「瑞浪市地域総合支援協議会」に報告し、意見を求めます。「瑞浪市地域総合支援協議会」からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

達成状況については、「瑞浪市地域総合支援協議会」からの意見を含めて、市のホームページなどを通じて公表します。



## 4 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

## 参 考 资 料



# 1 第4期障害福祉計画策定の経緯

平成26年度

	日 時	議 題
瑞浪市障害福祉計画策定委員会	第1回 平成26年7月 9日	1. 第4期障害福祉計画の策定について 2. 障がい者の現状について 3. 今後のスケジュールについて
	第2回 平成26年11月13日	1. 第3期障害福祉計画の実績報告 2. 関係団体ヒアリングの結果報告 3. 第4期障害福祉計画策定に向けた方針検討
	第3回 平成27年1月14日	1. 第4期障害福祉計画（素案）について 2. パブリックコメントの実施について
	第4回 平成27年3月11日	1. パブリックコメント実施結果について 2. 第4期障害福祉計画の承認について
瑞浪市地域総合 支援協議会	平成26年12月11日	1. 第4期障害福祉計画の（素案）について

## 2 瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

○瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成17年12月15日告示第154号

改正

平成23年10月5日告示第122号

平成25年3月8日告示第15号

平成26年1月20日告示第5号

瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による瑞浪市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による瑞浪市障害福祉計画の策定にあたり、必要な事項について審議を行うため、瑞浪市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。  
一部改正〔平成23年告示122号・25年15号〕

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4人以内
- (2) 公募による市民代表 2人以内
- (3) 障害者福祉を支援する団体に所属する者 2人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3人以内
- (5) 識見を有すると市長が認める者 3人以内
- (6) 障害者福祉に係る行政機関の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

一部改正〔平成26年告示5号〕

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年10月5日告示第122号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日告示第15号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日告示第5号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 瑞浪市障害者計画等策定委員会委員名簿

平成26年度

所属団体等	委員氏名	区 分
瑞浪市身体障害者福祉協会	水 野 素 侑	
瑞浪市手をつなぐ育成会	木 村 彰 男	
NPO法人東濃さつき会	江 崎 道 春	
瑞浪市子ども発達支援センター ぽけっと親の会	藤 田 瑞 穂	
公募委員	安 藤 誠 子	
公募委員	篠 原 舞 子	
手話サークル「あすなろ」	大 竹 文 代	
音訳ボランティア「ともしび会」	熊 谷 睦 子	
県立サニーヒルズみずなみ	森 藤 由 幸	
陶技学園みずなみ荘	藏 前 芳 勝	
医療法人仁誠会 大湫病院	箭 内 友 子	
瑞浪市社会福祉協議会	近 藤 浩 二	委員長
社団法人土岐医師会	江 口 研	副委員長
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	山 内 利 信	
岐阜県東濃保健所	北 島 浩 子	
県立東濃特別支援学校	保 母 朋 子	

(順不同、敬称略)



## 4-1 ヒアリング調査の結果

### (1) 調査目的

第3期障害福祉計画の指定障害福祉サービスと地域生活支援事業で、計画未達項目（達成率50%未満）について、日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取り組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所から、問題点及び提案・施策等を“ワークショップ”によるヒアリングで意見を把握することを目的とします。

### (2) ヒアリング調査概要

#### ①調査対象先

- ・障がい者当事者団体 5団体（出席2団体）
- ・ボランティア団体 3団体（出席2団体）
- ・事業所 11団体（出席7団体）

#### ②調査日時

- ・平成26年10月24日（金）

### (3) 調査の実施

“ワークショップ”でのテーマは、第3期障害福祉計画で未達項目の問題点及び提案・施策等について考えていただくために、2グループを編成し、グループごとにテーマを設定しました。

#### Aグループテーマ

【行動援護】、【短期入所】、【移動支援】、【成年後見制度利用支援事業】

#### Bグループテーマ

【基幹相談支援センター】、【地域移行支援】、【地域定着支援】

### (4) 調査（ワークショップ）の実施

#### ①実施状況

開催日	時間	場所	参加人員	内容
平成26年 10月24日（金）	午後1時30分から 午後3時30分まで	ハートピア 2F 会議室	11名	テーマごとの課題 抽出

(5) 団体ヒアリング（ワークショップ）の結果について

A グループ発表内容

<b>1 行動援護</b>		
<b>状況（年間）</b> 計画（H25）                  H25実績                  H27計画 2人                  ⇒                  0人                  ⇒                  1人		
<b>問題点</b> ・瑞浪に事業所がない ・サービスを知らない ・車を利用できない	⇒	<b>提案・施策等</b> ・事業所にサービスを提供できるように働きかける ・わかりやすいポスターを作って学校に配布
<b>2 短期入所</b>		
<b>状況（年間）</b> 計画（H25）                  H25実績                  H27計画(福祉型) 20人                  ⇒                  14人                  ⇒                  18人 150時間                  ⇒                  70時間                  ⇒                  88時間		
<b>問題点</b> ・受け入れ枠がすくない ・医療行為が必要な方への受け入れ枠が極少	⇒	<b>提案・施策等</b> ・事業所に定員枠を増やしてもらう ・看護師を事業所に派遣できるシステムができないか？
<b>3 移動支援</b>		
<b>状況（年間）</b> 計画（H25）                  H25実績                  H27計画 5人                  ⇒                  1人                  ⇒                  2人 240時間                  ⇒                  30時間                  ⇒                  60時間		
<b>問題点</b> ・宿泊などに対応できる事業所がない ・公共交通機関のみと制限あり （車はだめ）	⇒	<b>提案・施策等</b> ・宿泊が対応できれば利用サービス広がる ・柔軟性を高める
<b>4 成年後見制度利用支援事業</b>		
<b>状況（年間）</b> 計画（H25）                  H25実績                  H27計画 2人                  ⇒                  0人                  ⇒                  1人		
<b>提案・施策等</b> ・要綱を作成して認知度を高めていく		

## B グループ発表内容

## 1 基幹相談支援センター

## 状況（年間）

計画（H25）	H25 実績	H27 計画
検討	⇒ 無	⇒ 検討

## 問題点及び提案施策等

- ・瑞浪市地域総合支援協議会が機能する事が必要：H26 年度よりスタート
- ・地域総合支援協議会は、5 市に各々設立しているが、全体会は 1 回/年→2、3 回を目標
- ・単独では難しい（予算的に）ただし、5 市で統一してやろうとすると、足並みがそろわないが、5 市広域で行う事で行政にあげていくことが重要
- ・予算の明確化 やはりお金がかかる。人材需要（様々なプロ）
- ・「知ってもらう」→期間の必要性、意義が明確化 困った時に、どこへ聞くとよいか、ワンストップ水面下に見える、障がいを抱えた方の把握

## 2 地域移行支援事業

## 状況（1 月あたり）

計画（H25）	H25 実績	H27 計画
2 人分	⇒ 0 人分	⇒ 1 人分

## 問題点及び提案・施策等

- ・受け皿の整備 グループホームの規制緩和、地方自治体によって基準が違う、補助金〈グループホームの意味〉地域での生活を試す場所
- ・地域住民の啓発 課外活動  
問題がおこってもそれを知ってもらう事の重要性、日常的なふれあい

## 3 地域定着支援

## 状況（1 月あたり）

計画（H25）	H25 実績	H27 計画
5 人	⇒ 0 人	⇒ 0 人

## 問題点及び提案・施策等

- ・常時の連絡体制（報酬がまだまだ少ない…。）⇒24H365 日
- ・地域の連携が重要 地域資源の有効活用
  - ・隣近所、・公的サービス、・民生委員福祉委員 など
- ・トラブルがあった時の連絡は事業所、そこから指示を出して動いてくれる機関
- ・根本的に：まちづくり、知ってもらうこと、啓発運動、関係者を増やす、人とのつながり

## 4-2 調査票によるヒアリング調査の結果

### (1) 調査目的

第4期障害福祉計画の策定に対し、個別の具体的なニーズを直接の当事者等に調査票による回答をいただくことにより、詳細な状況などを把握することを目的とします。

### (2) ヒアリング調査概要

#### ①調査対象先

- ・障がい者当事者団体 5団体（回答 4団体）
- ・ボランティア団体 3団体（回答 3団体）
- ・事業所 11団体（回答11団体）

#### ②調査期間

- ・平成26年9月～10月

### (3) 調査内容及び意見概要

#### ①障がい者当事者団体・ボランティア団体

<b>問1 障がい児・者が地域で生活するうえで、感じられていること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・存在を隠すことなく、地域で見守り育てていただける環境が整うことを期待したい。</li><li>・障がい福祉関係団体へ情報の提供をお願いしたい。</li><li>・必要とされるサービスが受けられる地域資源（支援）を整えてほしい。</li><li>・障がい者に対する理解を深める教育を幼児期から行ってほしい。</li><li>・無意識のうちに生まれる偏見や差別をなくして、やさしい地域社会になってほしい。</li><li>・幼児期から、障がい児・者と接する機会を作ってもらって、健常者の方々にもご理解いただきたい。</li></ul>
<b>問2 障がい児・者が地域に対する地域での生活支援について、感じられていること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・急な送迎などの支援が必要になった場合に対応できる方法を考えてほしい。</li><li>・まちで開催される文化祭、夏祭り等に手話通訳者を派遣いただき、視覚障がい者に支援を、健常者に手話に対する関心を持っていただく機会を増やしてほしい。</li><li>・個々の情報をしっかりと引き継ぎをしてほしい。</li><li>・緊急の時のために市からすぐに派遣できる通訳者がいるとよい。</li><li>・相談について総合的対応や判断ができる専門知識者がほしい。</li><li>・診てもらえる病院が地域にないので、医療保障をしてもらいたい。</li><li>・特別支援学校、支援学級の放課後、夏休み、冬休み、学校の授業のない時など子どもたちの活動場所や預ける場所が地域にあるとよい。</li></ul>

問3 現在の制度における『障害福祉サービス』について、感じられていること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者の方が必要な時、すぐ対応できるように通訳の設置がされるとよい。</li> <li>・障がいに合わせて情報提供をしてほしい。</li> <li>・文章は分かりやすく簡単に、ルビを振るようにするとよい。</li> <li>・障がい福祉をケアマネージャーのような人に定期的に相談できるとよい。</li> </ul>
問4 障がい児・者が地域で就労するうえで必要な支援について、感じられていること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する側の人への育成に積極かつ迅速に対応する必要がある。</li> <li>・行政と市内企業が連携を取り、障がいの程度により職場の紹介、就労支援ができるとうい。</li> <li>・障がい者の就労は厳しいと思いますが、障がいのある人が就労しやすい環境になるように、ぜひ地域の企業に協力してもらいたい。</li> </ul>
問5 障がい児・者が地域で生活するうえで必要な施設について、感じられていること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の再就職支援事業として、スタッフ育成課程を考えてはどうか。</li> <li>・ろう者の宅老所みたいな所があるといい。</li> <li>・ろう者が気軽に手話で相談できる場所があるとよい。</li> <li>・重度心身障がい者の医療的ケアのある生活介護施設、また入所施設が地域に欲しい。</li> <li>・グループホームは地域生活の中では、なくてはならない必要性の高いものなので、地域にあるよい。</li> <li>・障がいの重さに拘らず、働く意欲のある人は、その能力に応じて地域社会で働きながら暮らせるように、グループホームが必要である。</li> </ul>
問6 今後、貴団体が活動を行っていくうえでの課題や問題について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳者（士）の育成。</li> <li>・皆さんが学習してみたいと思えるような学習内容の企画があるといい。</li> </ul>

## ②事業者

問1 現在の制度における『障害福祉サービス』についての要望や今後必要となるサービスなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの内容によって、受けられるサービスや、手続きの方法相談窓口などを分かりやすくするとともに、障がい者の方に必要な支援が何かを、個人個人定期的に話を聞く機会を作ってもらおうと良い。</li> <li>・必要な介護を受けながら、自立した生活ができる施設が、地域にもっとあるといい。</li> <li>・入浴のできるデイサービスがもっとあるとよい。</li> <li>・障がい者の自立前提にどのように経済的な援助をしていくのかをしっかりと考えた施策を行うべきである。</li> <li>・専門家の育成が早急に望まれる。</li> <li>・手続き・事務的な事が、もっと分かりやすく、手間が少なくなるとよい。 手続きの流れ、サービスなど分かりやすくまとめた資料があるとよい。</li> <li>・気軽に市窓口にいけるような環境設定、関係作りも大切である。</li> <li>・利用者が日頃慣れ親しんでいる場所でサービス提供できる支援策を。</li> </ul>
問2 これから力を入れていきたい活動内容について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームをつかって欲しいという要望。</li> </ul>

問3 障がいのある方の就労促進についての課題、提案

- 就労に向けての通所施設があると良い。
- A型事業所が多くなり、就労に結び付けようという施策は理解できるが、それが継続できる施策が弱い。
- 就労系事業所とりわけA型事業所の質の担保。
- 就労ニーズの把握、アセスメント、就労の為に訓練、就労支援、就労の場の確保、全ての部門でサービスの量・質ともに不足。
- 地域総合支援協議会の就労支援部会などで連携を強化できるとよい。
- 施設従事者が、障がい者の働く意欲と働く力の向上を支えていくことに前向きになることが大切。
- 瑞浪市での役務（清掃、草取、洗車、雑務等）については優先調達推進法に則って理解を示していただけるようお願いしている。市の管轄で発生する役務の実習に活路を開いていただきたい。
- 就労移行支援体制加算の定着率の見直しや複数年支給（1年間をせめて2年間に）されることによる事業所への経営的な支援策を望みます。
- 障がい者に対しての理解（企業）を進める必要がある。

問4 障がいのある方の地域生活への移行についての課題、提案

- 地域の付き合い、日常生活、人間関係、金銭管理、等々常に相談できる総合的な窓口の設置があるとよい。
- 地域生活への移行に当たっては、精神障がい者の特徴にあったグループホームをつくる必要がある。
- 精神の病院の協力など関係機関の支援体制が必要である。
- 精神障がい者の地域生活への移行にはどのような施策と支援、関係機関との連携が必要かを考えていくべきである。
- どのようにしたら施設やホームに移行しなくても、生活が続けられるかを考えることが、結果、地域移行推進に繋がるのではないかと（入所者が減れば地域が増えていく）。その為にも地域に、多機能的なサービスがあるとよい。
- 安心して地域移行できる保証（住宅・医療・24時間ケア・収入等）が必要である。  
身体障がい者の公営住宅入居促進（バリアフリー化）

問5 行政や地域、他の団体との連携の状況や連携の必要性について

- 相談員の増員が、今後重要になってくる。
- 障がい者、住民に一番身近な市町村が権限と財政を保障されるべき。  
お互いに安心して支援できるような制度を作ることが必要。
- 瑞浪市にある全ての障がい関係施設の情報交換の場や市の福祉行政の現状について協議する場が必要。
- 地域としての福祉のあり方についてはある程度共有できることが望ましい。
- 障がい特性を正しく理解していただくためには、日頃より地域住民との関わり合いなくしてあり得ない。

## 問6 市の障がい者福祉施策について、お気付きの点、意見、要望

- “発達障がいの発見”があった場合、お子さんをどう“支援”に繋げるか、療育（放課後等デイサービス含む）をもう少し増やすことはできないか。
- 行政、当事者、事業所等による官民一体で地域福祉を発展させることができるよう柔軟かつ建設的な施策が行われる事を望みます。
- 障がい者が、気軽に創作的活動や生活支援サービスを利用できる場が必要である。
- 個別給付事業と合わせて地域活動支援センターへのサービス提供があってもいいのではないか。
- 市内事業所として応援できることあるいは新たなサービス提供を開始していくことが必要と思われるものがあれば、情報提供をいただきたい。

## 5 用 語

### 【ア】

#### ・一般就労

障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業すること。

#### ・NPO（エヌピーオー）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で Non Profit Organization の略。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

### 【カ】

#### ・ガイドヘルパー

視覚に重度の障がいのある人、脳性まひ等全身性障がいのある人及び知的障がいのある人の外出時に付き添い、移動時の介護等を行うヘルパーのこと。

#### ・基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成24年度以降市町村が設置できることとなる。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組みなどを目的とする施設のこと。

#### ・居住系サービス

従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

#### ・協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

#### ・グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障がいのある人が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活上の支援が行われる。

#### ・権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。



## 【サ】

### ・サービス等利用計画

サービス利用計画は、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な人等が対象であるのに対し、サービス等利用計画は障害福祉サービスを利用するすべての人を対象とする。

### ・障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。平成 23 年の改正では、障がいのある人の権利擁護を目指し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求めている。

### ・障害者総合支援法

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)を改正し制定された、障がいのある人のための新しい総合的な法律。あらゆる障がいのある人が制度の谷間にこぼれ落ちることがないように、必要な支援を法的権利として総合的に保障することを目指して制定された。

### ・身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。手帳交付の手続きは、医師(都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定する医師)の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

### ・手話通訳者

手話を用いて、聴覚に障がいのある人と健聴者のコミュニケーションの仲立ちをする人をいう。厚生労働大臣が認定した法人が実施する手話通訳技能認定試験に合格し手話通訳士として登録を行った者と、都道府県が認定した手話通訳者がある。手話通訳者の設置・派遣は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に位置づけられている。

### ・自立支援給付

障害者自立支援法における給付体系において、利用者への個人給付であるものをいう。「自立支援給付」に対するものとして、市町への補助金に位置づけられる「地域生活支援事業」がある。

- **成年後見制度**

民法に規定されている、判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等)を保護するための制度。被後見人の自己決定の尊重、ノーマライゼーションの観点から平成 11 年 12 月に法改正され、従来の禁治産者、準禁治産者の分類から、シヨンの観点から平成 11 年 12 月に法改正され、従来の禁治産者、準禁治産者の分類から、治産の改正)の 3 分類となった。

- **精神障害者保健福祉手帳**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が精神障がいの状態にあると認めたと人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1 級から 3 級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・福祉サービス等を受けることができる。

## 【夕】

- **地域生活支援事業**

障害者自立支援法における給付体系において、利用者への個別給付である「自立支援給付」に対して、補助金により市町や地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。

- **特定疾患**

難病のうち、難病対策推進のため調査研究の対象になっている疾患。

- **特別支援学校**

視覚障がい児、聴覚障がい児、知的障がい児、肢体不自由児、発達障がい児、病弱児(身体虚弱児を含む)に対して、幼・小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを目的とする学校。

## 【ナ】

## ・難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（2013（平成25）4月1日施行）。

難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）一覧表

番号	疾患名	番号	疾患名
1	脊髄小脳変性症	31	特発性大腿骨頭壊死症
2	シャイ・ドレーガー症候群	32	特発性ステロイド性骨壊死症
3	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	33	網膜色素変性症
4	正常圧水頭症	34	加齢黄斑変性
5	多発性硬化症	35	難治性視神経症
6	重症筋無力症	36	突発性難聴
7	ギラン・バレー症候群	37	特発性両側性感音難聴
8	フィッシャー症候群	38	メニエール病
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	39	遅発性内リンパ水腫
10	多巣性運動ニューロパチー （ルイス・サムナー症候群）	40	PRL 分泌異常症
11	単クローン抗体を伴う末梢神経炎 （クローウ・フカセ症候群）	41	ゴナドトロピン分泌異常症
12	筋萎縮性側索硬化症	42	ADH 分泌異常症
13	脊髄性筋萎縮症	43	中枢性摂食異常症
14	球脊髄性筋萎縮症	44	原発性アルドステロン症
15	脊髄空洞症	45	偽性低アルドステロン症
16	パーキンソン病	46	グルココルチコイド抵抗症
17	ハンチントン病	47	副腎酵素欠損症
18	進行性核上性麻痺	48	副腎低形成（アジソン病）
19	線条体黒質変性症	49	偽性副甲状腺機能低下症
20	ペルオキシソーム病	50	ビタミンD 受容機構異常症
21	ライソゾーム病	51	TSH 受容体異常症
22	クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)	52	甲状腺ホルモン不応症
23	ゲルストマン・ストロイスラー ・シャインカー病（GSS）	53	再生不良性貧血
24	致死性家族性不眠症	54	溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血・発作性夜間 血色素尿症）
25	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)	55	不応性貧血（骨髄異形成症候群）
26	進行性多巣性白質脳症（PML）	56	骨髄線維症
27	後縦靭帯骨化症	57	特発性血栓症
28	黄色靭帯骨化症	58	血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)
29	前縦靭帯骨化症	59	特発性血小板減少性紫斑病
30	広範脊柱管狭窄症	60	I g A腎症

番号	疾患名	番号	疾患名
61	急速進行性糸球体腎炎	96	ウェゲナー肉芽腫症
62	難治性ネフローゼ症候群	97	アレルギー性肉芽腫性血管炎
63	多発性嚢胞腎	98	悪性関節リウマチ
64	肥大型心筋症	99	側頭動脈炎
65	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	100	抗リン脂質抗体症候群
66	拘束型心筋症	101	強皮症
67	ミトコンドリア病	102	好酸球性筋膜炎
68	Fabry 病	103	硬化性萎縮性苔癬
69	家族性突然死症候群	104	原発性免疫不全症候群
70	原発性高脂血症	105	若年性肺気腫
71	特発性間質性肺炎	106	ランゲルハンス細胞組織球症
72	サルコイドーシス	107	肥満低換気症候群
73	びまん性汎細気管支炎	108	肺泡低換気症候群
74	潰瘍性大腸炎	109	肺動脈性肺高血圧症
75	クローン病	110	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
76	自己免疫性肝炎	111	混合性結合組織病
77	原発性胆汁性肝硬変	112	神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病）
78	劇症肝炎	113	神経線維腫症Ⅱ型
79	特発性門脈圧亢進症	114	結節性硬化症（プリングル病）
80	肝外門脈閉塞症	115	表皮水疱症
81	Budd-Chiari 症候群	116	膿疱性乾癬
82	肝内結石症	117	天疱瘡
83	肝内胆管障害	118	大脳皮質基底核変性症
84	膵嚢胞線維症	119	重症多形滲出性紅斑（急性期）
85	重症急性膵炎	120	リンパ脈管筋腫症（LAM）
86	慢性膵炎	121	進行性骨化性線維異形成症（FOP）
87	アミロイドーシス	122	色素性乾皮症（XP）
88	ベーチェット病	123	スモン
89	全身性エリテマトーデス	124	下垂体機能低下症
90	多発性筋炎・皮膚筋炎	125	クッシング病
91	シェーグレン症候群	126	先端巨大症
92	成人スティル病	127	原発性側索硬化症
93	高安病（大動脈炎症候群）	128	有棘赤血球を伴う舞蹈病
94	パージャール病	129	HTLV-1 関連脊髄症（HAM）
95	結節性動脈周囲炎（1）結	130	先天性魚鱗癬様紅皮症

## ・認知症

脳の器質的障がいによって、一度獲得された知的機能が持続的に低下した状態をいう。知能獲得前の障がいに基づく知能低下、知的障がいと区別される。

## 【ハ】

## • バリアフリー

高齢の人や障がいのある人が、社会への関わりを持とうとしていくときに、社会の側でそれを妨げてしまう現実があるとの認識のもとに、その妨げるものをバリア(障壁)と呼んで、バリアをなくすこと(バリアフリー)で社会に関わりやすくする環境を整えようという考え。バリアには、意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

## • 発達障がい

平成 18 年 4 月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

## 【ヤ】

## • 要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う人のことで、要約筆記とは、聴覚に障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するもの。

## 【う】

## • リハビリテーション

障がいのある人の生活の質を最大限に高め、人間らしく生きる権利の回復を図るために医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組み合わせ、かつ相互に調整して用いられる実際の援助。

## • 療育

児童福祉法第 19 条では、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味するとされており、身体や知的に障がいのある児童等について早期発見、早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

## • 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。制度発足当初は、A（重度）及びB（その他）の2段階の区分だったが、現在の本県においては、A（過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人）、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）及びB2（軽度）の5種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

第4期瑞浪市障害福祉計画

平成27年3月

発行／瑞浪市民生部社会福祉課

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL (0572)68-2113 (直通)

FAX (0572)68-0294